

一斉臨時休業により未指導となった事項の補充等について

○ 臨時休業中に発生した授業時数の不足(例)

R元年度(3/2~26)分 ・授業日数 18日	+	R2年度(4/8~5/1)分 ・授業日数 17日	=	授業日数 35日 授業時数203時間
----------------------------	---	-----------------------------	---	-----------------------

今年度中に、203時間かけて補充指導を実施することは実質的に困難

大切なのは・・・

児童生徒の学習に著しい遅れが生じないようにすることや、先々の学習に影響がないようにすること。

年間を見通した教育課程の調整が必要となり、具体的な方法としては、以下のような方法が考えられる。

- ① カリキュラム・マネジメントによる授業時数の工夫
- ② 短時間学習や長時間学習の実施
- ③ 長期休業期間の短縮や土曜授業の実施

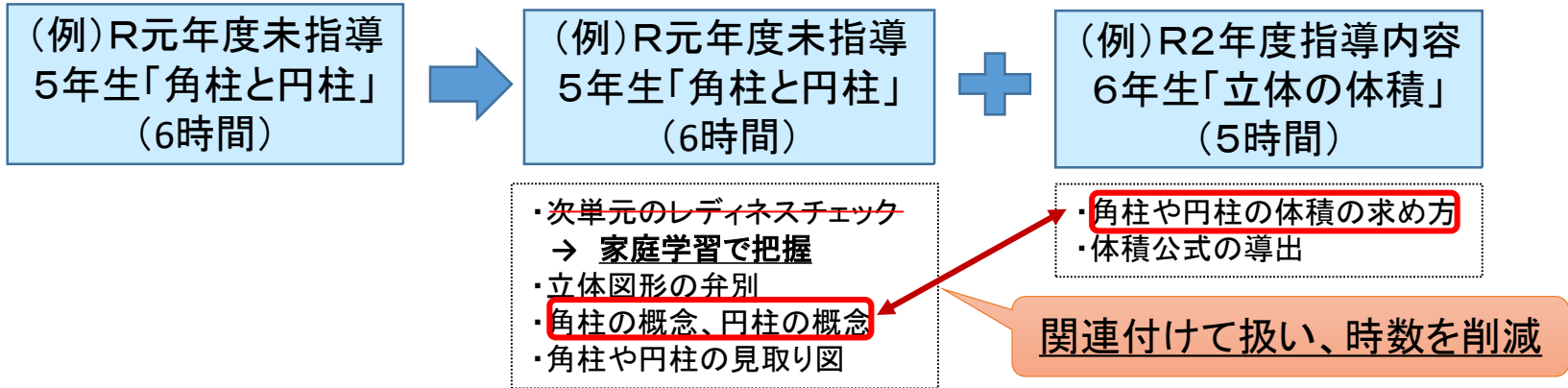
授業時数の確保を単に形式的に行うのではなく、指導方法や指導体制、教材等の工夫を行うことにより、各教科等の指導に必要な時間を実質的に確保する必要がある。

・「教科書を教える」のではなく、学習指導要領に示された内容を「教科書で教える」ことを意識すること。
・各学校において児童生徒の学びの実態を把握し、子どもたちに必要な学習を判断することで、教科書の取り扱い等に軽重をつけて指導することが可能になる。

① カリキュラム・マネジメントの推進による授業時数の工夫

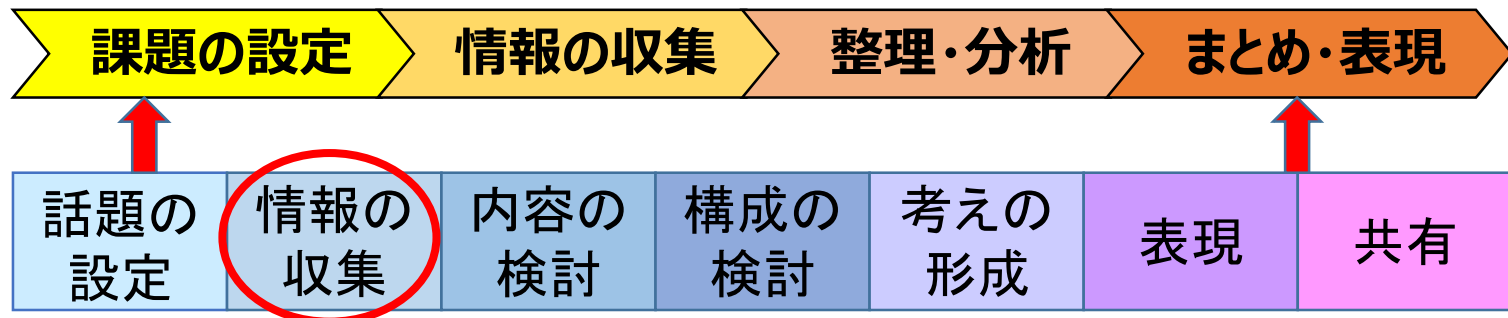
【例1】 R1年度の未指導分をR2年度に学習する内容に関連付けた授業の実施

(令和2年3月9日付け教委義第2091号「新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業期間における小学校、中学校及び義務教育学校の指導内容の確認及び未指導の内容が生じた際の対応例について(依頼)」参照)



【例2】 教科等横断的な視点で教育課程を見直し、授業を実施

総合的な学習
の時間



国語科
話すこと・聞くこと

(例) 中学校2年生
「多様な方法で情報を集めよう」

例えば、国語科の授業で「情報の収集」を指導事項とした場合は、話題として総合的な学習の時間の課題を活用したり、「表現・共有」の場面を総合的な学習の時間の「まとめ・表現」の場に位置付けたりすることで、国語科の指導に要する時間の削減を図る。(ただし、単元の指導事項である「情報の収集」については、国語科の授業で確実に指導を行う。)

② 短時間学習や長時間学習の実施

学習指導要領(第1章第2の3の(2))

各教科等の特質に応じ、10分から15分の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。

週の時間割の中に、短時間や長時間等の授業を複数位置付けることにより、授業時間を確保。

(例) 国語科〔書くこと〕の授業

- 集めた情報を比較・分類する(1単位時間)
- 整理した情報をもとに報告する文章を書く(1単位時間)

もともと、90分要して学習を進めるところを、60分の長時間学習1コマで実施

<小学校での実施例>

	月	火	水	木	金
	登 校				
	読の会・健康観察	読の会・健康観察	読の会・健康観察	読の会・健康観察	読の会・健康観察
		読書など		読書など	
1課	【朝】短時間又は60分 ①	⑦	【朝】短時間又は60分 ⑬	⑱	【朝】短時間又は60分 ⑲
	行間休み				
2課	②	⑧	⑭	⑲	⑲
	中間休み				
3課	③	⑨	⑮	⑲	⑲
	行間休み				
4課	④	⑩	⑯	⑲	⑲
	給 食				
	昼休み		ロング昼休み		昼休み
	そうじ		そうじ		そうじ
5課	⑤	⑪	⑰	⑲	⑲
			帰りの会		帰りの会
6課	⑥	⑫	校内研修	⑳	委員会活動 / クラブ活動
	帰りの会		帰りの会		帰りの会
下校	会議・打合せ等				

短時間学習や長時間学習を行った際の授業時数の算出

(例1) 15分間の短時間学習を週3回行った場合
 $15分 \times 3回 = 45分 \rightarrow$ **1単位時間**

(例2) 60分の長時間学習を週3回行った場合
 $60分 \times 3回 = 180分 \rightarrow$ **4単位時間**

③ 長期休業期間の短縮や土曜授業の実施

【例1】 夏季休業を短縮し、授業を実施

- ・ 学校管理規則の見直し
- ・ 各種行事等の確認・調整 等

【例2】 土曜日に授業を実施

- ・ 学校管理規則の見直し
- ・ 教員の振休などサービス管理の調整 等
(週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振り替えを行うことが必要)

いずれの方法で実施する場合も、児童生徒及び教職員の負担が過重とならないようにすることが重要